

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第15号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 職員評価等（第34条・第34条の2）」を「第9章 人事評価（第34条）」に改める。

第24条第8項中「，准校長」を削り，同条第9項を削り，同条第10項を同条第9項とし，同条第11項を同条第10項とする。

第9章を次のように改める。

#### 第9章 人事評価

第34条 職員の人事評価（地方公務員法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）は，次項から第6項までに定めるところにより行うものとする。

2 職員（任用期間の定めがないものに限る。以下この条において同じ。）は，自己の目標を設定し，その達成状況等を評価する。

3 校長，教頭その他の別に定める者は，職員（校長を除く。）と面談を行い，前項の達成状況について指導又は助言を行うものとする。

4 校長は，別に定めるところにより職員を評価し，その内容を教育委員会に報告しなければならない。

5 教育委員会は，前項の報告その他別に定めるところにより，職員を評価する。

6 前各項に定めるもののほか，人事評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

第40条本文及び第43条第2項ただし書中「中学校に準じる学校及び中等教育学校の前期課程」を「義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び中学校に準じる学校」に改める。

#### 附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）